

平成25年6月28日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	名古屋市長	名古屋市の男性	平21. 3. 25	気管支ぜん息 葬祭料の支給	<p>取消 直接死因は、経鼻胃管による経管栄養注入後の誤嚥性肺炎の発症と認められる。原処分は、この発症に、気管支ぜん息は無関係で、その起因性はゼロとした。当審査会は、全診療録の検討から、経管栄養を必要とした全身状態の悪化に、ぜん息治療薬（複数）の副作用による精神神経症状が関与した医学的可能性を認めた。この治療薬について、製薬会社は高齢者及び重症ぜん息患者の場合、高度の注意喚起をしている。本件被認定者は入院時90歳かつ公健法施行時からの重度の認定患者であり、これらも勘案すれば、起因性は十分推認できる。こうした尽くすべき検討をせず、「詳しく追求する立場にない」とした処分側の認定審査は、誤りというべきである。よって、原処分を取り消し、起因性を認める。その給付率は50%が相当である。</p>	<p>被認定者(大正5年出生)は、91歳で死亡。 昭和49年の公健法施行日に、気管支ぜん息で名古屋市長から認定を受ける。 障害等級は、認定当時2級と決定され、同50年に3級、同51年から同59年までは2級、同60年から平成3年までは1級、その後は2級。</p>	平19. 7. 30	①平20. 3. 27 ②平20. 4. 7 ③平21. 2. 23
2	名古屋市長	名古屋市の女性（上記1の男性の母）	平21. 3. 25	気管支ぜん息 遺族補償費の支給	上記に同じ	上記に同じ	平19. 7. 30	①平20. 3. 27 ②平20. 4. 7 ③平21. 2. 23

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】 □

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	川崎市の男性	平23.4.10	中皮腫 認定	棄却 病理組織学的診断では、免疫染色は、中皮腫の陽性マーカーのcalretinin、WT-1及びD2-40が陰性であるから、中皮腫は否定される。放射線画像上、原発性肺がんの所見があるが、肺がんであるとしても、肺線維化及び胸膜プラークは認められないから、石綿に起因するものではない。よって、原処分を相当とする。本件事案では、受診医療機関はなぜか、中皮腫の診断根拠とした病理標本を処分庁に提出せず、処分庁はようやく提出された未染標本を染色し検鏡した経緯がある。当審査会は、この標本だけでなく、上記医療機関から職権により当該病理標本を入手し審査した。	審査請求人は、死亡した認定申請者（昭和19年出生）の子。建築業（内装業）に約45年間従事。	平22.7.15	平23.2.24
2	独立行政法人環境再生保全機構	福岡市の女性	平23.5.24	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 病理組織学的診断において、HE染色の所見は悪性腫瘍であるが、免疫染色では、中皮腫の陽性マーカーであるcalretinin、WT-1及びD2-40は陰性であり、陰性マーカーであるCEAが陽性であるので、中皮腫は否定される。職権によって請求人から提出を受けた手術時のDVテープの肉眼所見では、腫瘍が中皮腫であるか他の悪性腫瘍の胸膜播種であるかの鑑別はできない。以上を総合して中皮腫ではないと診断する。また、放射線画像上、肺がん、肺線維化及び胸膜プラークは認められない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、未申請死亡者（昭和14年出生）の妻。	平22.10.15	平23.3.29
3	独立行政法人環境再生保全機構	鹿児島県日置市の男性	平23.6.28	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	棄却 審査請求人が石綿にばく露した可能性は高いと推測できる。しかし、著しい呼吸機能障害は認められず、また、放射線画像上、石綿肺の所見はなく、石綿肺は認められない。よって、原処分の結論を相当とする。なお、本件指定疾病の主たる病態は呼吸機能障害であり、その判定が審査の中核をなすが、中央環境審議会の石綿健康被害判定小委員会における呼吸機能障害の判定過程には、少なからず問題がある。	審査請求人（昭和13年出生）は、約16年間建設会社等に勤務。	平23.2.15	平23.6.2
4	独立行政法人環境再生保全機構	兵庫県川西市の女性	平23.7.25	肺がん 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 原発性肺がんは認められた。処分庁側は、「軽微な胸膜プラークを認めるが肺線維化所見はない」とし、石綿由来の肺がんを否定したが、当審査会の読影では、いずれも認められず、結論として原処分は相当である。	審査請求人は、未申請死亡者（昭和18年出生）の妻。未申請死亡者は、電気関係の職業歴あり。	平22.7.20	平23.7.1
5	独立行政法人環境再生保全機構	茨城県ひたちなか市の女性	平23.11.11	中皮腫 認定	棄却 当該胸膜病変の病理組織診断が重要な事案であった。その病理標本について、受診医療機関は、中皮腫の主要な陽性マーカーのcalretininが「明瞭な陽性」で「悪性中皮腫」と診断したが、当審査会の審査では、「明らかな陰性」であり、同じく「陰性」とした原処分は支持でき、取り消す必要はない。	審査請求人は、死亡した認定申請者（昭和54年出生）の母。	平23.1.5	平23.9.29